

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月17日
【四半期会計期間】	第33期第3四半期（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 俊哉
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画財務本部 経理財務部長 重富 崇史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階
【電話番号】	03(3346)7811
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画財務本部 経理財務部長 重富 崇史
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期 第3四半期 累計期間	第33期 第3四半期 累計期間	第32期
会計期間		自2019年 5月1日 至2020年 1月31日	自2020年 5月1日 至2021年 1月31日	自2019年 5月1日 至2020年 4月30日
売上高	(千円)	3,231,606	4,052,255	4,339,734
経常利益	(千円)	42,481	45,179	52,048
四半期(当期)純利益	(千円)	53,055	38,807	57,584
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	634,728	634,728	634,728
発行済株式総数	(株)	3,409,000	3,409,000	3,409,000
純資産額	(千円)	630,394	673,730	634,923
総資産額	(千円)	1,040,102	1,217,235	975,969
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	15.56	11.38	16.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	60.6	55.3	65.1

回次		第32期 第3四半期 会計期間	第33期 第3四半期 会計期間
会計期間		自2019年 11月1日 至2020年 1月31日	自2020年 11月1日 至2021年 1月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	5.51	10.13

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項の発生または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2008年4月期から2020年4月期までの13期間の内、2012年4月期および2014年4月期、2016年4月期並びに2020年4月期を除く9期間に亘る営業損失の計上に伴い、累積損失726百万円を計上しており、継続企業の前提に関する重要事象等が存在する旨を記載しておりました。

こうした状況を解消するために、移動体通信関連事業においては2019年3月に構造改革として店舗の大幅な縮小を実施することで収益体制を改善し、リユース関連事業においては法人向けサービスに特化することによって収益力を改善したことにより、前事業年度においては営業利益62百万円、当期純利益57百万円、第2四半期累計期間においては営業利益8百万円、四半期純利益4百万円を計上するに至りました。

この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は現時点で存在しないと判断し、第2四半期会計期間において、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間（2020年5月1日から2021年1月31日まで）におけるわが国経済は、首都圏を中心に2回目の緊急事態宣言が発令される等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、依然として経済活動の停滞が続いており、感染の終息および、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である移動体通信業界におきましては、2019年10月の改正電気通信事業法施行以降、通信と端末が分離された料金プランや、新たな移動体通信事業者の参入等がお客様に定着しつつある一方で、政府の携帯料金の値下げ要請を受けた、各移動体通信事業者によるオンライン限定の新プランが発表される等、MVNOを含めた価格競争は激しさを増しております。

また、一方のリユースモバイル業界におきましては、移動体通信業界の新サービスや新料金プラン等の開始や発表がある中、SIMフリー端末の需要の高まりとともに、安価で携帯を利用したいユーザーにSIMロック解除が可能な中古スマートフォンの価値が再認識される等、リユースモバイル業界を取り巻く環境も変化してきております。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション(注)」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しておりました。

移動体通信関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大にて2回目の緊急事態宣言が発令がある中、お客様および従業員ともに感染対策を実施したうえで、店舗の近隣でのイベント施策等の営業展開を続けてまいりました。

一方、中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、テレワークの普及を追い風に、法人需要をキャッチアップし、個人向けではオンライン販売の強化にて、さらなる事業の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高4,052百万円（前年同四半期比25.4%の増加）となりました。

営業損益につきましては、営業利益50百万円（前年同四半期比7.7%の増加）となりました。

また、経常損益につきましては、物品売却益等の合計0百万円の営業外収益、および支払利息等の合計5百万円の営業外費用を計上した結果、経常利益45百万円（前年同四半期比6.4%の増加）となりました。

四半期純損益につきましては、受取賠償金1百万円の特別利益、および固定資産除却損0百万円の特別損失を計上した結果、四半期純利益38百万円（前年同四半期比26.9%の減少）となりました。

(注)「ビヨンド・イマジネーション」とは、「お客様の想像を超える 仲間の期待を超える 自分の限界を超える」をポリシーとした当社の行動ポリシーであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載してあります。

（移動体通信関連事業）

当第3四半期累計期間における移動体通信関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により第1四半期会計期間においては、営業時間の短縮や、受付業務の制限等がありましたが、お客様および従業員に配慮した感染対策を講じたうえで順次、通常営業に切り替え、第2四半期以降は来店客数も戻ってきている中で、当第3四半期会計期間における更なる感染拡大および緊急事態宣言の再発令の影響もあり、売上高971百万円（前年同期 1,280百万円）、販売台数は9,105台（前年同期 11,474台）となりました。

（リユース関連事業）

当第3四半期累計期間におけるリユース関連事業におきましては、当社の強みであるリユースモバイルのサプライチェーンマネジメントの強化を実施し、パートナー企業数を順調に伸ばすことができ、新型コロナウイルス感染症の影響下ではあるものの、大幅に売上を伸ばすことができました。

この結果、売上高3,073百万円（前年同期 1,948百万円）、販売台数は72,228台（前年同期 48,667台）となりました。

（その他の事業）

当第3四半期累計期間におけるその他の事業におきましては、売上高7百万円（前年同期 1百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

総資産

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べて241百万円増加し、1,217百万円となりました。これは主に、売掛金が255百万円、商品が109百万円、有形固定資産が7百万円増加し、現金及び預金が93百万円、投資その他の資産が33百万円減少したことによるものであります。

負債

当第3四半期会計期間末の負債は、前事業年度末と比べて202百万円増加し、543百万円となりました。これは主に、短期借入金が230百万円、未払金が7百万円増加し、長期借入金が19百万円、買掛金が12百万円減少したことによるものであります。

純資産

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比べて38百万円増加し、673百万円となりました。これは、利益剰余金が38百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,409,000	3,409,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	3,409,000	3,409,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年11月1日～ 2021年1月31日	-	3,409,000	-	634,728	-	304,925

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,407,600	34,076	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	3,409,000	-	-
総株主の議決権	-	34,076	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年5月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	502,807	409,168
売掛金	135,908	391,126
商品	144,372	253,464
貯蔵品	4,859	3,414
前払費用	15,759	13,880
未収入金	3,139	1,924
その他	1,132	1,541
流動資産合計	807,980	1,074,520
固定資産		
有形固定資産		
建物	141,478	154,358
減価償却累計額	98,367	103,819
建物(純額)	43,111	50,538
工具、器具及び備品	91,672	93,990
減価償却累計額	81,719	84,091
工具、器具及び備品(純額)	9,952	9,899
リース資産	4,915	4,915
減価償却累計額	3,582	4,127
リース資産(純額)	1,332	788
レンタル資産	1,648	2,987
減価償却累計額	767	975
レンタル資産(純額)	880	2,012
有形固定資産合計	55,277	63,238
無形固定資産		
ソフトウェア	2,542	3,047
リース資産	48	-
電話加入権	5,698	5,698
無形固定資産合計	8,289	8,746
投資その他の資産		
出資金	160	160
長期貸付金	11,128	10,165
破産更生債権等	49,624	1,001
長期前払費用	391	143
差入保証金	92,742	60,262
貸倒引当金	49,624	1,001
投資その他の資産合計	104,422	70,731
固定資産合計	167,989	142,715
資産合計	975,969	1,217,235

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	58,423	45,656
短期借入金	70,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	26,664	26,664
リース債務	711	544
未払金	17,370	24,508
未払費用	18,526	21,830
未払法人税等	14,881	4,600
未払消費税等	15,930	6,203
預り金	11,134	17,122
賞与引当金	8,460	9,420
短期解約返戻引当金	261	297
その他	3,871	1,242
流動負債合計	246,235	458,091
固定負債		
長期借入金	39,996	19,998
リース債務	953	544
繰延税金負債	745	1,051
役員退職慰労引当金	11,736	18,309
退職給付引当金	28,532	31,148
資産除去債務	12,847	14,361
固定負債合計	94,811	85,413
負債合計	341,046	543,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	634,728	634,728
資本剰余金		
資本準備金	304,925	304,925
資本剰余金合計	304,925	304,925
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	726,357	687,550
利益剰余金合計	304,730	265,923
株主資本合計	634,923	673,730
純資産合計	634,923	673,730
負債純資産合計	975,969	1,217,235

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年5月1日 至 2020年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)
売上高	3,231,606	4,052,255
売上原価	2,647,740	3,456,433
売上総利益	583,866	595,821
販売費及び一般管理費	537,147	545,483
営業利益	46,718	50,337
営業外収益		
受取手数料	136	69
物品売却益	-	408
受取利息	1	2
その他	734	127
営業外収益合計	872	607
営業外費用		
支払利息	1,231	4,799
社債利息	19	-
社債発行費償却	188	-
為替差損	509	19
物品売却損	2,717	-
たな卸資産除却損	54	870
その他	388	75
営業外費用合計	5,109	5,765
経常利益	42,481	45,179
特別利益		
受取賠償金	1,952	1,900
資産除去債務戻入益	9,657	-
店舗譲渡益	5,005	-
特別利益合計	16,615	1,900
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前四半期純利益	59,097	47,080
法人税、住民税及び事業税	6,165	7,967
法人税等調整額	123	305
法人税等合計	6,041	8,272
四半期純利益	53,055	38,807

【注記事項】

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社は、商品のたな卸資産の評価方法として、原則として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、第1四半期会計期間の期首より原則として個別法による原価法に変更しております。

これは、新システムが第1四半期会計期間の期首に稼働したことを機に、個別法にて在庫評価を行う方が、より適切なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

なお、過去の事業年度について、個別法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を第1四半期会計期間の期首残高として計算しております。

また、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年5月1日 至 2020年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)
減価償却費	10,292千円	9,966千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年5月1日 至 2020年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2019年 5 月 1 日 至 2020年 1 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2020年 5 月 1 日 至 2021年 1 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	15円56銭	11円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	53,055	38,807
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	53,055	38,807
普通株式の期中平均株式数(株)	3,409,000	3,409,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月17日

日本テレホン株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	神山 俊一	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小川 聡	印
業 務 執 行 社 員			

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年5月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本テレホン株式会社の2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。